

ばい煙発生施設設置届出書

平成 年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名 (名称及び代表者の氏名) 印

電気関係報告規則第4条の表第1号の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

事業場の名称	
事業場の所在地	
ばい煙発生施設の種類	
ばい煙発生施設の概要	
ばい煙発生施設の構造、使用の方法、並びにばい煙の処理の方法	別添のばい煙に関する説明書のとおり
使用開始予定年月日	年 月 日

連絡先： - -	担当者氏名：
----------	--------

- 備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号および名称を記載すること。
- 2 ばい煙に関する説明書を添付すること。
- 3 用紙の大きさは日本工業規格A4とすること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

(参考)

この届出は、電気工作物であって特定施設(1)に該当するもののうち、ばい煙発生施設を設置しようとする者が、

- ・設備を譲渡されて使用を開始する場合(工事を行わないもの(2))
- ・常用であったものを非常用に変更する場合(工事を行わないもの(2))
- ・非常用であったものを常用に変更する場合(工事を行わないもの(2))

について、行うものです。

- 1 特定施設：大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、騒音規制法、及び振動規制法の、各法における特定施設。
- 2 工事を行わないもの：電気事業法施行規則別表第2若しくは別表第4の上欄に掲げる工事を行わないもの

(特定施設の例)

- 1 . ガスタービン・ディーゼル機関(常用・非常用)
(燃料消費量が重油換算で50L/h以上のものに限る。)
- 2 . ガソリン・ガス機関(常用・非常用)
(燃料消費量が重油換算で35L/h以上のものに限る。)
- 3 . 空気圧縮機及び送風機
(電気室内・発電機室内等に設置されているもので出力7.5kW以上のものに限る。)
- 4 . 圧縮機(同上)

.....等

<「ばい煙発生施設の種類の欄」の記載例>

- No. 29 ガスタービン
No. 30 ディーゼル機関
No. 31 ガス機関

< 「ばい煙発生施設の概要」の欄の記載例 >

施設の名称・番号	第1号ディーゼル機関
機 関 出 力	kW
発 電 出 力	kW
燃 料 の 燃 焼 能 力	L/h (重油換算)
常用又は非常用の別	非常用

宛先は、当該自家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長となります。
(四国管内の場合は、宛先は中国四国産業保安監督部長となりますが、提出先は四国支部
となります。)

設置又は変更の前に、あらかじめ、届け出ていただくようお願いします。

なお、設置により主任技術者の選任要件が変わる場合は、事前に御相談ください。